

# 「水道GLP」の認定を取得

公益財団法人愛媛県総合保健協会は、2021年6月16日に「水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)」の認定を取得しました。



JWWA-GLP146

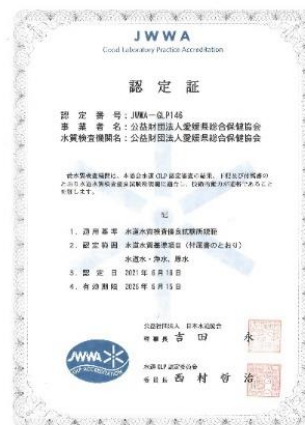
適用基準	水道水質検査優良試験所規範
認定範囲	水道水質基準項目 水道水・浄水、原水
認定日	2021年6月16日
認定番号	JWWA-GLP146

## ～水道GLPとは～

水道水質検査優良試験所規範(Good Laboratory Practice)の略語で、水質検査機関による検査結果の精度と信頼性確保を目的として、公益社団法人日本水道協会が国際規格であるISO9001とISO/IEC17025の要求事項を参考にして策定した認定規格です。

第三者機関(公益社団法人日本水道協会)が、「適正な管理のもと水質検査が実施されていること」、「確かな水質検査能力を有し、結果に十分な信頼性が確保されていること」を監査し、基準を満たした検査機関に認定を行っています。

水道GLPの認定の取得によって、当協会の水質検査の精度と信頼性が保証されました。今後も、依頼者の皆様へ質の高いサービスを提供してまいります。



●お問い合わせはこちらへ 環境部 TEL 089-987-8206



公益財団法人  
愛媛県総合保健協会